

平成 19 年度工事定期監査（1 期）の結果に基づき講じた措置等

環境局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計		
ア 総合点検費の計上 本業務は、市内から回収したペットボトル、空き缶、ガラスビンを分別・再生化するため西区に設置されたプラントの点検整備を行う業務である。 今回、負荷運転時のプラント全体の点検を行うと共に、今後の設備改善に活用するため問題点を探るという目的で、総合点検費を設計書に計上していたが、市側が求める総合点検の目的、点検内容、報告すべき事項等が仕様書で明確にされておらず、施工計画書の提出時にも業者にその趣旨を説明していなかったため、結果は単にプラントの連動運転を確認する程度の内容であった。 見積りを取る段階から、総合点検費の目的と内容を明確に業者に伝えておくと共に、総合点検の趣旨を仕様書に明記すべきであった。 (環境局施設課) [No6 資源リサイクルセンタープラント設備年次点検整備]	 平成 19 年度の点検整備において、総合点検の趣旨を請負業者に伝え、添付の総合点検報告書を提出させた（平成 20 年 3 月 31 日）。 平成 20 年度以降に発注する点検整備の仕様書には、総合点検の目的、内容を仕様書に記載する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 ア プラント点検整備の積算 本業務は、市内から回収したペットボトル、空き缶、ガラスビンを分別・再生化するため、西区に設置されたプラントの点検整備を行う業務である。 特殊なプラントの点検・整備業務ということで、プラントを納入した1社のみの見積りに基づき随意契約をしており、人件費については見積書の人工数をそのまま設計人工数としている。ところが、当プラントは市職員が常駐せず、施工時に作業日報を提出させる事もしていないため、実際に要した作業員数を把握しておらず、設計人工数が適正か検証できていない。 現場状況を把握した上で、適切な設計人工数を査定するべきである。 (環境局施設課) [No6 資源リサイクルセンタープラント設備年次点検整備]	平成19年度の点検整備において、請負業者に指示をし、添付のとおり作業日報を提出させた(平成20年3月31日)。 今後は、作業日報と現地での作業状況を基に、適切に設計人工数を査定する。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 オ 埋設鋼管の防食 本工事は、布施畑処分場における排水処理施設を改修する工事である。 今回、400mm の埋設配管を鋼管から塩ビ管等に更新したが、水槽のコンクリート貫通部とその前後など部分的に水道用亜鉛メッキ鋼管（SGPW）を使用し、鋼管の埋設部は「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に拠り防食処理を行うと特記仕様書に明記していた。 しかし、現場施工においては、埋設鋼管に大気部と同じ塗装をしており、標準仕様書の防食テープ巻きは行っていなかった。 適切な施工管理を行うべきである。 （環境局施設課） [No.3 布施畑排水管理施設改修工事]	指摘の件について、平成 19 年度発注の工事で防食処理を行うよう防食仕様と施工箇所を特記仕様書等に追加し、写真のとおり工事施工も完了した（平成 20 年 3 月 28 日完成済）。	措置済